

電 子 入 札 心 得

- 1 入札書及び内訳書は、公告又は指名通知書に示した日時までに、電子入札システムにより提出してください。
- 2 入札書には内訳書を添付してください。なお、内訳書は、1 回目の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとし、2 回目以降の入札では、内訳書の提出は必要ありません。
- 3 内訳書は、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがあります。
- 4 提出した入札書は引替・変更又は取り消しすることができません。ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由を生じた場合は、開札までに、参加資格喪失の届出を持参し提出してください。
- 5 次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。
 - (1) 金額、氏名その他入札要件の確認できない入札
 - (2) 有効な電子証明書を取得していない者のした入札
 - (3) 内訳書を添付していない入札又は不備のある内訳書を添付した入札
 - (4) 入札書に記載してある金額と内訳書の合計金額が同額でない入札
 - (5) 入札に際し不正な行為があった者のした入札
 - (6) その他、入札の条件に違反した者のした入札
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- 7 調査基準価格を設定した場合には、調査基準価格を下回る最低価格入札者は落札を保留し、低入札調査を実施した後、履行可能と判断した場合に落札とします。ただし、失格基準価格を設定した場合には、失格基準価格を下回る入札は、低入札調査を実施せず失格とします。
- 8 最低制限価格を設定した場合には、最低制限価格を下回る入札は失格とします。
- 9 入札の結果、落札者が決定しない場合、再入札を電子入札で行います。再入札の入札受付期間は、第 1 回目の開札予定日時の概ね 3 時間後から翌日の午前 10 時までを基本とします。開札は、入札書受付締切後に速やかに実施します。再入札の実施にあたっては、当該案件に入札書を提出した参加者全員に電子入札システムにより再入札通知書を発行します。第 3 回目の入札についても同様とします。なお、実施日が閉庁日となる場合は、翌開庁日に実施します。
- 10 落札となるべき同額の入札をした者が複数あった場合は、電子入札システムにより「くじ引き」を行います。
- 11 落札者には、直ちに電子入札システムにより通知をします。落札者は落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に契約を締結しなければなりません。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- 12 「御殿場市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条に該当する場合は市議会の同意を得たときに本契約となります。
- 13 入札及び契約履行については、「御殿場市財務規則」、「御殿場市建設工事執行規則」、「御殿場市建設工事請負契約約款」、「御殿場市電子入札運用基準」を遵守してください。
- 14 入札の立会を希望される入札参加者（代理人も含む）は、社員証等身分を証明するものの提示をお願いします。
- 15 入札参加を辞退しようとするときは、入札書受付期間内に電子入札システムにより辞退を届け出てください。
- 16 事故若しくは不正な行為があると認められる場合などは、入札の執行を延期又は中止することがあります。
- 17 次の＜紙入札を認める例＞に該当した場合は、制限付き一般競争にあっては入札参加申請書等の提出期限の

2 日前までに、指名競争入札にあつては入札書受付期限の前日までに、「紙入札方式参加申請書」（様式 4）を紙媒体で市に提出し、承認を得てください。

＜紙入札を認める例＞

① I C カードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称、所有者所属組織所在地の変更により、I C カードの再取得が間に合わない場合

② I C カードの閉塞（P I N 番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合

※上記①、②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限ります。

③その他やむを得ない事情があると認められる場合

18 紙入札様式による提出方法について

紙媒体による入札書の提出方法は、市が指定した開札日時に指定した場所に持参するものとします。

また、代理人が入札する場合は、委任状を持参してください。

19 電子入札から紙入札への変更について

電子入札システムによる入開札処理開始後、入札参加者の都合により電子入札システムによる処理の継続ができなくなった場合は、「紙入札方式移行申請書」（様式 5）を紙媒体で市に提出し、承認を得てください。

また、紙入札方式の承認を受けた後の電子入札への移行は認めません。